



特集 ひろげよう活動の輪

NPO法人 まあむたかた 02-03

県からのお知らせ 04-05

岩手県社会福祉協議会からのお知らせ 06

助成金情報 07

NPO活動交流センターからのお知らせ 08

【表紙のご紹介】

アース王子まつり

6月19日にいわて県民情報交流センター(アイーナ)で、NPO法人環境パートナーシップいわて主催による「アース王子まつり」が行われました。未就学児童を対象にした、電気自動車「PIUS(ピウス)」の組み立て体験など、さまざま催し物が行われました。子どもたちが自分で組み立てた電気自動車に乗り、とても楽しそうでした。

特集 ひろげよう活動の輪

協働とは？

協働とは「共通の問題意識において、それぞれが個別に活動するよりも高い成果を上げるために、お互いの特性を認識し、尊重しあいながら、対等な立場のもとに協力しあう関係」です。

(参考:岩手県「NPOとの協働を進めるためのガイドライン」より)

協働のメリットは？

協働によりNPOの活動領域を広げることで、NPO活動の活発化につながります。また、住民が協働を通じてよりよい地域づくりを目指し、自主的に地域課題の解決に取り組むことで、自治意識や課題解決力が高まります。

大事なことは？

互いに対等な関係になり、価値観の違いや特性(特徴)を理解すること。また互いに依存・癒着せず、目標や目的さらに互いに果たすべき役割や責任分担を明確にすることが大事です。

(参考:岩手県「協働推進マニュアル」より)

NPO法人まゐたかた

東日本大震災によって、大きな影響を受けた自治体やそこに住む人に対して、今後、地元住民自らが復興においての中心的な担い手となるための、さまざまな支援を行うとともに、地元住民主体による活気あふれる地域の再生を目的とする活動を行っています。代表理事の荻原(おぎわら)直子さんにお話をうかがいました。

生活再建のために集う専門家

生活再建加算支援金、復興住宅新築等補助、被災住宅債務利子補給…これらは陸前高田市の生活再建に関する公的支援制度の一部だが、一般の方にはなじみのない用語ばかりである。しかし、東日本大震災で被災した方が、これらの制度を利用せずに住宅



たくさんの方が相談会に参加しています。

の建築や補修を行うことは、金銭的に難しいため「NPO法人まゐたかた」では、「住宅・生活再建のための勉強会・無料相談会」を行っている。

これは、いわて三陸ひまわり基金法律事務所(弁護士過疎地域解消のため、平成24年に陸前高田市で開設した公設事務所)の在間文康弁護士を中心に、陸前高田市・岩手弁護士会・一般社団法人陸前高田市建設業協会住宅再建推進協議会との協働で、1年間かけて陸前高田市内及び住田町全ての仮設住宅で行っているものだ。

多芸な弁護士さん

従来の相談会では、参加者が専門家のお話を全て聞き、その後に質問タイムを設けるという方法が多い。しかし、同法人が行う相談会は、お茶っこサロン形式で相談会を行い、専門家と参加者がヒザを交え、その都度疑問に思ったことを話していただく。そうすることで、参加者の中で情報共有することができ、弁護士さんが小さな疑問にも丁寧に答えてくれるので、

NPO法人と専門職の連携・協働

みなさんすっきりと納得して帰られるとのこと。

また、生活再建の制度をそのまま説明しても理解は難しいため、制度の難しい用語や文言をイラストにし、紙芝居で説明する。例えば、「公的支援制度で最初いただくお金は一番下のお餅ですよ。」と鏡餅で説明し、また、私的整理ガイドラインをコップと水に例えて「今は、このくらいの負債がありますよ。」と説明します。さらに、住宅再建の相談のほかにも、アニメキャラを利用した相続の説明・相談や、弁護士の方が寸劇でオレオレ詐欺を説明するなど、さまざまな相談にも対応している。

相談会の意外なメリット

当初この相談会は、住宅を建てる働き世代が参加することを想定していたが、実際に参加される方は、年齢層が高めの方が多いとのこと。今後は働き世代の参加を増やすことが課題と考えている。しかし、参加した高齢者の方から、「この前の相談会で聞いたことを家族に話したら盛り上がったよ。」と言われることもあり、コミュニケーションのきっかけにもなっている。さらに再度参加した方からは、「この前のお餅の弁護士さんだ。」と言われることもあり地域住民のコミュニティの創出にも寄与している。

しかし、この事業は住宅再建の相談会なので、住宅を再建した方は参加することがなくなり、参加者



紙芝居で難しい制度を説明します。



代表の荻原さんがお話していただきました。

は少しずつ減っている。「本来は喜ばしいことですが、少し寂しい気持ちもありますので、今後はマイナンバーの相談なども考えています。」と荻原さんは語る。

出る杭を伸ばす

今の被災地復興は、物資を提供してもらう緊急支援から、住宅再建やコミュニティ支援など生活再建のステージに変わってきた。そのなかで同法人は、陸前高田の女性の元気を発信していきたいと常に考え活動している。

以前までの陸前高田では、女性何かしようとする、「それはできない。」「高田では無理だ。」と出る杭は打たれてきたが、荻原さんはその出る杭を伸ばしていく団体になりたいと考えている。荻原さん自身、金融機関に勤めていたころから、「上司に嫌われても、地域の住民には嫌われたくない!」という思いから、たくさん打たれ続けながらも色々な活動を行ってきた。

「震災がなければNPO法人を立ちあげることもありませんでしたが、きっかけを与え女性の生き方を変えれば、地域も変えられよりよいものになっていく。」という思いを語っていました。

NPO法人まゐたかた

住所:〒029-2203 岩手県陸前高田市竹駒町字滝の里23-4 仮設店舗101
TEL・FAX:0192-54-3121
E-mail: maam.takata01@gmail.com
URL: <http://maamtakata.blogspot.jp/>

「NPO法人イワテスカラシップ」が認定NPO法人に、「NPO法人sumはなまき」が仮認定NPO法人となりました！

県内の認定NPO法人は11法人、仮認定NPO法人は3法人となりました。

- NPO法人イワテスカラシップ
(認定NPO法人)
- ・代表者:理事長 小西隆昭
 - ・住所:岩手県盛岡市中ノ橋通2-7-38
(アンビシャシティ志家内)
 - ・TEL:019-604-6101
 - ・法人設立目的:就学支援事業を行い、社会教育の推進、子どもの健全育成など地域の健全な発展に寄与する。

- NPO法人sumはなまき (仮認定NPO法人)
- ・代表者:理事長 小原康二
 - ・住所:岩手県花巻市北笹間21-18
 - ・TEL:070-5621-4580
 - ・法人設立目的:一貫性のあるスポーツ指導を通し、子供達の育成や地域住民の健康増進、並びに多世代の交流の場を提供し、住民のコミュニケーションの向上を図る。スポーツ文化の振興などに関する事業を行い、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する。

●NPO法人の情報は広く公開されています

特定非営利活動促進法では、NPO法人は自らに関する情報をできるだけ公開することによって、市民の信頼を得て、市民によって育てられるべきとの考えから、公開することとなっております。

NPO法人の情報公開として、定款や事業報告書、役員名簿等はどなたでも縦覧・閲覧ができるようになっています。

岩手県内における縦覧・閲覧は下記の場所で行っていますので、「NPO法人の活動に参加したい」「NPO法人の活動を支援したい」「自分たちの活動の参考にしたい」といった場合にご利用ください。

【縦覧・閲覧時間】 午前8時30分～午後5時まで なお、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始は、閉庁となります。

縦覧・閲覧窓口	縦覧・閲覧書類	住所・電話番号
県庁 環境生活部 若者女性協働推進室	県内に事務所を有するNPO法人から提出された書類	〒020-8570 盛岡市内丸10-1 TEL 019-629-5198・5199
盛岡広域振興局 (経営企画部)	盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町に主たる事務所を有するNPO法人から提出された書類 (権限移譲先市町村が所管する法人を除く)	〒020-0023 盛岡市内丸11-1 TEL 019-629-6670
県南広域振興局 (経営企画部)	花巻市、北上市、遠野市、一関市、奥州市、西和賀町、金ケ崎町、平泉町に主たる事務所を有するNPO法人から提出された書類(権限移譲先市町村が所管する法人を除く)	〒023-0053 奥州市水沢区大手町1-2 TEL 0197-22-2812
沿岸広域振興局 (経営企画部)	釜石市、大槌町に主たる事務所を有するNPO法人から提出された書類(権限移譲先市町村が所管する法人を除く)	〒026-0043 釜石市新町6-50 TEL:0193-25-2701
沿岸広域振興局 宮古地域振興センター	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村に主たる事務所を有するNPO法人から提出された書類	〒027-0072 宮古市五月町1-20 TEL 0193-64-2211
沿岸広域振興局 大船渡地域振興センター	大船渡市、陸前高田市、住田町に主たる事務所を有するNPO法人から提出された書類(権限移譲先市町村が所管する法人を除く)	〒022-8502 大船渡市猪川町字前田6-1 TEL 0192-27-9911
県北広域振興局 (経営企画部)	久慈市、普代村、野田村、洋野町に主たる事務所を有するNPO法人から提出された書類(権限移譲先市町村が所管する法人を除く)	〒028-8042 久慈市八日町1-1 TEL 0194-53-4981
県北広域振興局 二戸地域振興センター	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町に主たる事務所を有するNPO法人から提出された書類(権限移譲先市町村が所管する法人を除く)	〒028-6103 二戸市石切所字荷渡6-3 TEL 0195-23-9201

NPO法人の事務所が次の権限移譲先市町村内に限られる場合は、以下の場所で縦覧・閲覧が可能です。
(権限移譲先市町村)

市町村名	住所・電話番号
盛岡市 (市民部市民協働推進課)	〒020-8530 盛岡市内丸12-2 TEL :019-626-7535
大船渡市 (企画政策部企画調整課)	〒022-8501 大船渡市盛町字宇津野沢15 TEL :0192-27-3111
花巻市 (総合政策部地域づくり課)	〒025-8601 花巻市花城町9-30 TEL :0198-24-2111
北上市 (まちづくり部地域づくり課)	〒024-0061 北上市大通り1-3-1 (おでんせプラザぐるーぶ3F) TEL :0197-72-8300
久慈市 (総合政策部地域づくり振興課)	〒028-8030 久慈市川崎町1-1 TEL :0194-52-2116
一関市 (まちづくり推進部まちづくり推進課)	〒021-8501 一関市竹山町7-2 TEL :0191-21-2111
陸前高田市 (企画部まちづくり戦略室)	〒029-2292 陸前高田市高田町字鳴石42-5 TEL :0192-54-2111
釜石市 (総務企画部総合政策課)	〒026-8686 釜石市只越町3-9-13 TEL :0193-22-2111
二戸市 (総合政策部地域振興課)	〒028-6192 二戸市福岡字川又47 TEL :0195-23-3111
奥州市 (協働まちづくり部地域づくり推進課)	〒023-1192 奥州市江刺区大通り1-8 (江刺総合支所内) TEL :0197-35-2111
滝沢市 (市民環境部地域づくり推進課)	〒020-0692 滝沢市中鶴飼55 TEL :019-656-6506
葛巻町 (総務企画課総合政策室)	〒028-5495 葛巻町葛巻16-1-1 TEL :0195-66-2111
紫波町 (企画総務部企画課協働広報室)	〒028-3392 紫波町紫波中央駅前2-3-1 TEL :019-672-2111
西和賀町 (ふるさと振興課)	〒029-5512 西和賀町川尻40-40-71(湯田庁舎) TEL :0197-82-3285
金ケ崎町 (総合政策課)	〒029-4592 金ケ崎町西根南町22-1 TEL :0197-42-2111
普代村 (政策推進室)	〒028-8392 普代村第9地割字銅屋13-2 TEL :0194-35-2114
軽米町 (総務課)	〒028-6302 軽米町大字軽米10-85 TEL :0195-46-2111
野田村 (総務課)	〒028-8201 野田村大字野田20-14 TEL :0194-78-2111
洋野町 (企画課)	〒028-7995 洋野町種市23-27 TEL :0194-65-5912
一戸町 (総務部まちづくり課)	〒028-5311 一戸町高善寺字大川鉢24-9 TEL :0195-33-2111

●ホームページでの情報公開

NPO法人が作成した閲覧書類のうち、定款や事業報告書等については、県公式ホームページでも公開しています。

県公式ホームページのトップページメニューから
「くらし・環境」⇒「NPO・ボランティア・協働」⇒「NPO・ボランティア」⇒「特定非営利活動法人(NPO法人)の情報公開」とお進みください。



【お問合せ先】 岩手県環境生活部若者女性協働推進室 〒020-8570 盛岡市内丸10-1
TEL : 019-629-5198・5199 FAX : 019-629-5354 E-mail : AC0006@pref.iwate.jp

ボラン
ティア
豆知識

《大規模災害時の被災者や
復旧・復興活動を支える仕組み①》

先日、熊本県を震源とした大きな地震が発生し、熊本県や大分県において、甚大な被害により、今なお、多くの方が避難所などで不自由な生活をしています。

被災された方のために何かをしたい!とお考えの方も多いと思いますが、今回のように被災地が遠方であったり「直接現地に出向いてのボランティア」ということが難しい場合、どのような支援方法が考えられるでしょうか。

今回は、「義援金」と「支援金」についてご紹介します。

おおまかに区分すると、「義援金＝被災者に届けられるお金」、「支援金＝被災者を支援する方に届けられるお金」ということです。

どちらも被災者の生活再建や復興に役立てられるものですが、義援金が「直接的」、支援金は「間接的」な支援ともいえます。

	義援金	支援金
寄 付 の 届 け 先	被災された方	被災された方を支援する方
寄 付 の 使 い 道	直接的な生活再建	各団体等の支援活動による間接的な生活・地域再建
受 付 け 場 所	日本赤十字社、共同募金会、自治体、マスコミ等	共同募金会、被災者・被災地支援団体（直接受け付け）
寄 付 金 の 活 用	配分委員会等を通じて被災された方に公平に配分	寄付を受けた団体等の各自の判断と責任で活用※
税制上の優遇措置	有り	有り

※共同募金会が受け付ける支援金は審査の上、助成申請のあった支援活動団体に配分

岩手県共同募金会及び市町村共同募金委員会では「義援金」と「支援金」の両方を受け付けています。共同募金会を通じた寄付の際には、「義援金」か「支援金」かどちらかを指定願います。

【お問合せ先】

岩手県社会福祉協議会 ボランティア・市民活動センター

TEL：019-637-4483 FAX：019-637-7592

岩手県共同募金会 TEL：019-637-8889 FAX：019-637-9712

助 成 金 情 報

助成金名	助成対象	助成金額	締切日
公益財団法人イオン環境財団 『第26回環境活動助成』	A.植樹B.森林整備C.砂漠化防止D.里地、里山、里海の保全E.湖沼・河川の浄化 F.野生生物の保護 G.絶滅危惧生物の保護	総額1億円	平成28年8月20日(土) 消印有効
第12期ナショナル・トラスト活動助成(土地所有状況調査)	トラスト地の確保に向けた、準備段階における土地所有状況調査にかかる費用	1件につき30万円を限度	平成28年8月26日(金) 消印有効
第12期ナショナル・トラスト活動助成(実践助成)	トラスト団体を立ち上げ、実際に土地を取得しトラスト活動を実践する費用	1件800万円を限度	平成28年8月26日(金) 消印有効
重い病気を抱える子どもの学習支援活動助成	重い病気を抱える子どもたち学びの機会の提供や環境づくりなどの活動を行う団体	1件50～200万円程度 総額1,000万円以内	平成28年8月31日(水) 必着
「NEF one leaf fund」助成	・植物保護活動 ・自然保護・環境保全の調査・研究 ・花や植物を通じた環境福祉活動	1件あたりの助成金は80万円を限度 総額は300万円	平成28年8月31日(水) 消印有効
重い病気を抱える子どもの学習支援活動助成	重い病気を抱える子どもたち学びの機会の提供や環境づくりなどの活動を行う団体	1件50～200万円程度 総額1,000万円以内	平成28年8月31日(水) 必着
大和証券福祉財団 平成28年度(第6回)災害時(東日本大震災)ボランティア活動助成	東日本大震災による被災者支援のための継続的なボランティア活動	上限金額30万円(1団体当たり) 総額 1,000万円	平成28年9月15日(木) 消印有効
サントリー愛鳥基金「地域愛鳥活動助成部門」	地域に根ざした鳥類保護活動	1件当り20万円以内 総額200万円	9月30日(金)消印有効 (9月1日(木)募集開始)
トヨタ財団 「国内助成プログラム・育てる助成」	地域課題解決に向けた人材を育てること	上限なし(2015年度実績2年間で平均597万円)	9月30日(金)15:00 (9月1日(木)募集開始)

Q NPOとはなんですか？またボランティアとの違いはなんですか？

A NPOは「Non-profit(非営利の)Organization(組織)」の略で、直訳すると「非営利組織」となります。また、NPOは社会貢献活動を行う団体を指し、ボランティアはよりよい社会づくりのために自発的に行動する個人を指します。

【NPOの概念図】



Q NGOとはなんですか？

A NGOは「Non-Governmental(非政府の) Organization(組織)」の略で、直訳すると「非政府組織」となります。国連での会議の正式な参加国以外の団体を指す言葉として用い始められたもので、一般的に国境を越えて活動する団体に用いられています。NPOは営利を目的としないという視点を重視した呼称であるのに対し、NGOは政府と異なる民間の立場を重視した呼称といえます。

Q NPOとNPO法人の違いについて教えてください。

A NPO(ボランティアなどの個人・団体)は社会貢献活動を行う非営利組織ですが権利能力がありません。権利能力とは、権利・義務の主体となる資格をいいます。個人(自然人)は出生によって権利能力を取得しますが、団体に対しては法律の規定によって権利能力が付与されます。権利能力が付与された団体が法人となります。特定非営利活動促進法(NPO法)によって法人格を付与された団体がNPO法人です。

権利・義務の主体となることができる法人になることで、事務所を借りる・備品の購入・口座の開設などに必要な契約を団体名で行うことができます。権利能力が無いNPO(ボランティアなどの個人・団体)は、団体名で契約することができず代表者などの個人名で契約することになります。

編集後記

今年度で情報誌PIN(パイン)担当が4年目になりました。当初はNPOとボランティアの違いも知らなかった自分ですが、今までの経験や学んだことを伝えていけるような誌面づくりをしていきたいです。そうすることでより良い情報をみなさんに届けていきます。(担当 イハタ)

NPO活動交流センターのHPでは、様々なイベント情報や助成金情報を掲載しています。

みなさまからの市民活動情報やPINへの取材依頼もお寄せください。

URL : <http://www.aiinanpo.org/> E-mail : n-katsu@aiina.jp

アイーナ N活

検索

Twitter フォローお願いします!!!
<https://twitter.com/aiinaNPO>

Facebook いいねをお願いします!!!
<https://www.facebook.com/aiinaNPO>